

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 3 日現在

機関番号：32605

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008 年度～2011 年度

課題番号：20530013

研究課題名（和文） アラブ諸国の民法秩序の歴史的考察

研究課題名（英文） A historical study of the civil law system in the Arab countries

研究代表者

堀井 聡江 (HORII SATOE)

桜美林大学・人文学系・講師

研究者番号：20376833

研究成果の概要（和文）：

オスマン朝（1299-1922）後継アラブ諸国のうち、宗主国から事実上政治的・法的に独立し、アラブ世界の法の近代化の先駆けとなったエジプトの民法典と、逆に独立までオスマン法が適用された諸国の民法典に対するイスラーム法の影響を歴史的観点から比較した。その結果、いずれもイスラーム法の影響は希薄で、同法に由来する制度にせよ、当該法典の立法目的に応じた改変ゆえに、実質的には新たな制度といえることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

This research investigated the influence of Islamic law upon the civil codes of the Arab successor states of the Ottoman Empire (1299-1922), making a comparison between Egypt which, in her *de fact* political and legal independency from the Ottomans, led the way of modernization of laws in the Arab world, on the one hand, and the other states which were left under the influence of Ottoman laws, on the other. It turns out that both groups of the codes bear little relation to Islamic law and that even an institution apparently derived from Islamic law should be regarded, due to its divergence from the Islamic origin subject to the legislative purposes of the code in question, as an essentially new creation.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009 年度	900,000	270,000	1,170,000
2010 年度	900,000	270,000	1,170,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：イスラーム法、オスマン法、近代法、民法、植民地法制、アラブ諸国、法の近代化、マジヤッラ（オスマン民法典）

1. 研究開始当初の背景

本研究に先立つ平成 17 年度－19 年度若手研究(B)「エジプト民法典の比較法的考察およびその社会・経済的インパクトに関する判例研究」(課題番号 17730005)においては、ア

ラブ諸国の立法に対する広範囲な影響ゆえに注目されながらも、その内容に踏みこんだ実のある研究が乏しかった現行エジプト民法典（1949 年施行）のなかで、特にイスラーム法の影響に基づく制度の典型とされて

きた先買権を取り上げ、旧民法時代からの関連規定の適用を検証した。その結果、先買権はイスラーム法の影響というより、直接的には19世紀においては土地私有権の確立、20世紀においてはワクフ（寄進）地の縮小といった政策に由来することがほぼ明らかとなった。そこから、「近代法とイスラーム法の融合」という従来の研究による同法典の位置づけが再検証されるべきであることが明らかとなった。また、従来の研究がエジプト民法典に偏重していることにも鑑みて、他のアラブ諸国の民法典を比較材料として取り上げることが重要であると判断した。

2. 研究の目的

主たる目的は次の2つであった。

(1) 第1は、多かれ少なかれエジプト民法典の影響を受けたアラブ諸国（イラク、シリア、レバノン、リビア）の民法典において、先買権を中心とするイスラーム法に由来するとされる制度が導入された個別の原因を明らかにすることである。

(2) 第2は、「民法の固有領域」、すなわち民法に共通する一体の領域が存在するのか、あるとすればその意義はなにかという問題を、アラブ諸国の民法秩序として考察することである。特に、植民地法制の影響によるアラブ諸国の民法典の特徴（家族法を含まないこと、国によっては債権法典、物権法典に分かれていること）などから、アラブ諸国に固有の民法秩序が生みだされたか否かを比較法的観点から検証することである。

3. 研究の方法

本研究は、基本的には歴史的な文献研究であるため、研究の方法は国内外における資料の収集とその分析である。

(1) 主な資料（一次資料に限定する）

エジプト民法典については、すでに上記1.で言及した若手研究(B)の期間内に収集した相当の資料があった。これらを含めて、本研究にとって特に重要な資料となったのは、エジプト法務省発行の現行エジプト民法典編纂議事録および、主たる起草者であるエジプト人法学者アブダッラザーク・アッ＝サンフーリー(1971年没)による同法典の注釈である。また、旧民法典時代の資料としては、混合・国民裁判所判例集および、ファトヒー・ザグルール(1914年没)による混合・国民裁判所民法典注釈、先買権法(混合裁判所につき1900、国民裁判所につき1901)の一連の注釈や研究書が有益であった。

イラク民法典については、同じくこれを起草した上記サンフーリーによる立法趣意書にあたる論文および、イラク人法学者によるいくつかの注釈を得た。シリア、レバノンについては、近代のオスマン朝アラブ領に関す

る法令集 *Sadir, Ibrahim, Majmu'at al-qawanin* (Beirut, 1927)や、シリア・レバノンの判例・法律時報を含む *Majallat al-qada* 誌のほか、フランス委任統治当局による法令集や調査・報告が多数存在する。リビア民法典については、残念ながら一次資料を入手することはできなかった。

(2) 海外調査

以上の資料の収集のため、エジプト国立図書館(カイロ)、シリア国立アサド図書館(ダマスカス)、ペイルート・アメリカン大学、サン・ジョセフ大学(ペイルート)、フランス国立図書館(パリ)、フランス国立海外県文書館(エクス＝アン＝プロヴァンス)、アメリカ議会図書館(ワシントンD.C)において調査を行った。なお、エジプト国立図書館における調査は、最終年度にあたる2011年度の配分額の繰越により、2012年度に行なわれた。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

本研究は、イスラーム世界の近現代法に関する従来の研究が中東、中でもエジプトに集中するなかで、同じくオスマン朝後継アラブ諸国でありながら、殆ど考察の外に置かれてきた諸国、とりわけシリア、レバノンの法制を歴史的な観点から比較考察の対象としたことにより、概ね3つの成果を得た。まず、左記2.に記した研究目的の(1)に関する成果として、以下の2つがある。

①エジプトと異なり、オスマン朝支配下でその法の適用を受け、フランス委任統治下でもその状態が続いたシリア、レバノン、イラク、リビアの民法典については、特に不動産の分類、物権の種類、近代的な意味での土地所有権の未確立といった土地法に関する特徴について、オスマン法の影響が指摘されてきた。他方で、シリア民法典、イラク民法典のほか、実質的にはリビア民法典も、エジプト現行民法典の父サンフーリーを起草者とする「サンフーリー法典」群に含まれることから、「近代法とエジプト法の融合」とされたエジプト民法典と同様に、程度の差はあれ、イスラーム法の影響をも受けているとされてきた。これに対し、本研究においては、これら諸法がオスマン法ないしイスラーム法の影響によって説明できるほど単純ではなく、とりわけエジプト以外の諸国については、むしろオスマン法やイスラーム法を1つの要素として醸成された植民地法というべきものを問題にすべきであることが明らかになった。例えば、シリアおよびレバノン民法典における上述の特徴は、フランス委任統治当局がオスマン朝時代からの法的現状を一部追認しつつ、他の海外植民地の法制度をモデルとする新たな法的枠組みを創出した結果、

生じたものである。リビアにおいては、土地私有権を制限するオスマン土地法の枠組みは、イタリアの植民地支配に有利な装置として維持された。こうした植民地法の枠組みが、独立後の法体制において維持されたのは、その時点における法的状況や立法目的に照らして、新たな合理性を付与されたからにほかならない。ただし、本研究ではそれが具体的に何を意味したのかまでは、個別に明らかにすることはできなかつた。以上については、主として学会発表③において報告した。

②とりわけイスラーム法の影響については、近現代の立法が同法に由来する制度を含んでいるからといって、当該立法が同法の影響を受けているとはいえないことが実証された。この関連で、特にイスラーム法の影響の明白な例とされるエジプトの先買権制度については、旧民法時代の先買権法（混合裁判所につき1900、国民裁判所につき1901）によって導入され、現行民法典にも継承された用益物権者の先買権に関して、上記1.で言及した若手研究（B）で得た推測が、本研究における調査で得た新たな資料によって裏づけられた。すなわち、イスラーム法における先買権は、土地の売却に際して、売主の共有者や、学説によっては隣接地の所有者が、代金と同額を支払えば、当該土地の所有権を買主に優先して取得する権利であり、近代法の用益物権に相当するような権利の保有者には認められない。その意味でイノベーションであった用益物権者の先買権はしかし、エジプトでは用益物権の設定が極めて稀なことからも殆ど適用されることがなく、その実務上の存在意義は謎とされてきた。この点、本研究で明らかになったのは、この種の先買権がそもそも近代的な用益物権とは無関係であったことである。先買権法制定前の19世紀後半の段階で想定されていた用益物権者とは、土地（特に農地）の殆どを国有地とする前近代のイスラーム国家における法的擬制の下で、国有地の用益権者と規定される者であった。1870年代以降の財政逼迫により、エジプト政府は国有地売却を促進すべく、一定の条件を満たした用益権者に優先取得を認めた。先買権法で導入されたこの先買権も、こうした手段の1つであった。しかし、後世の歴史家によって長くエジプトの土地私有権の確立として誤認されてきたこのプロセスは、先買権法の直前に完成したため、新たな先買権は最初から存在意義がなかったのである。以上については、英語により雑誌論文①として刊行した。この政策に基づいて導入された先買権は、土地私有権の確立と共にエジプトでは存在意義を失ったが、類似の制度はオスマン法、さらにはレバノン法、イラク法、リビア法で維持されることになる。ただし、これら諸法における先買権の意義や

立法目的については、未だ不明な点があり、論文にまとめるまでには至らなかつた。また、先買権以外のイスラーム法に由来する制度に関しては、やはりエジプト民法典に関してであるが、学術論文②において、イスラーム法が実質的な法源とはいえないことを明らかにした。また、以上をふまえた中東の近現代法とイスラーム法の関係については、学会発表①で報告した。

③最後に、研究目的（2）に関する成果としては、アラブ諸国の民法秩序というテーマを考察するうえで、マジヤッラ（オスマン民法典）の研究の重要性が明らかになったことである。マジヤッラの研究は、当初の研究計画には含まれていないが、これは盲点であったと言ってよい。1869-76年にかけて編纂されたマジヤッラは、イスラーム法に基づく初の制定法であり、オスマン朝に代わって成立したトルコ共和国では1926年に廃されたものの、後継アラブ諸国では、植民地期から独立後の新民法典制定まで通用し、ヨルダンやパレスティナでは1970年代まで適用された。このことから、マジヤッラには植民地行政官や法実務家、研究者による多数の翻訳があるものの、その内容については深い研究が見られない。というのも、従来、マジヤッラは、オスマン朝において19世紀に導入された西洋法モデルの制定法の影響の下、イスラーム法を条文化し、法典形式にまとめた、いわば「イスラーム法の近代的表現」と理解されていたからである。その際、ここにいう「イスラーム法」が純然たるイスラーム法ではないことには、十分な注意が払われていない。元来、イスラーム法は、スンナ派においては4つの法学派毎に存在し、さらにそれぞれの法も完全に統一されているわけではない。マジヤッラはそのうち、オスマン朝で公式のシャイイスラーム法とされたハナフィー派の学説のうち、各問題に関して通説とされる学説を条文化したものである。換言すれば、マジヤッラは1つのマニュアル化されたイスラーム法の理解を示しており、その点で後世に与えた影響は絶大であったといえる。例えば、前述のサンフーリーは、エジプト民法典やイラク民法典の起草に際してはマジヤッラを「イスラーム法」の主要な典拠とした。他方で、マジヤッラの形式は、必ずしも法の近代化の影響によるものではなく、これに先立つイスラーム法学の伝統に連なる側面を見いだせる。こうした複合性の点で、マジヤッラは中東の近現代法を分析する1つのモデルとなるであろう。以上の点を含めたマジヤッラを考察する意義については、学会発表②および④、図書（共著）を通じて発表した。

（2）内外におけるインパクトと位置づけ

国内外の特に近現代におけるイスラーム法研究の文脈に照らして、本研究は次のよう

に位置づけることができると考えている。

これまで、イスラーム世界における法の近代化は、中東を典型とする西洋化（西洋モデルの制定法によるイスラーム法排除のプロセス）として記述されてきた。その結果、中東の近現代法は、西洋的、イスラーム的、折衷的という三分法で説明されがちであった。その場合、一見してイスラーム法に依拠する規定が多ければ多いほど、「イスラーム的」と判断されることは言うまでもない。この指標に基づけば、19世紀は圧倒的に「西洋的」な立法の時代とされ、20世紀にはエジプト民法典を典型とする「折衷型」が1つのトレンドと評され、近年は相対的な法の「イスラーム化」現象が注目されている。こうした立法の位置づけ論的理解に対し、本研究は、かかる三分法が有効ではなく、イスラーム法の影響は、より実証的に分析されるべきことを示すことができたといえる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

- ① Satoe Horii, Pre-emption and private landownership in Egypt: No revival of Islamic legal tradition, *Islamic Law and Society* 18/2 (査読有), 2011, 177-218.
- ② 堀井聡江, エジプト民法典におけるイスラーム法の影響の批判的考察, *イスラーム世界* (査読有), 72号, 2009, pp.1-25.

〔学会発表〕（計5件）

- ① 堀井聡江, 中東の近現代法とシャリーア, 東京第一弁護士会現代中近東法研究部会講演会, 2012年6月26日, 於法曹会館.
- ② 堀井聡江, オスマン民法典（マジヤッラ）翻訳プロジェクト—イスラーム法研究におけるその意義, 2012年度アジア法学会春季研究大会, 2012年6月17日, 於関西大学.
- ③ 堀井聡江, イスラーム法と近代法, 東京大学共生のための国際哲学研究センター（UTCP）イスラーム理解講座第11回, 2010年6月16日, 於東京大学駒場キャンパス.
- ④ 堀井聡江, イスラーム的土地保有とその影響—エジプト, シリア, レバノン, 京都外国語大学言語平和研究所「中央アジアの法制度研究会」第5回研究会報告, 2009年5月31日, 於京都外国語大学.
- ⑤ 堀井聡江, マジヤッラを翻訳する意義, *NIHU* プログラム・イスラーム地域研究拠点3（東洋文庫研究部イスラーム地域研究資料室）「シャリーアと近代研究会」第1回研究会報告, 2008年6月21日, 於東洋文庫.

〔図書〕（計1件）

大河原知樹, 堀井聡江, 磯貝健一『オスマン民法典（マジェッレ）研究序説』, *NIHU* プログラム「イスラーム地域研究」東洋文庫拠点, 2011年, iii+55pp.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀井 聡江 (HORII SATOE)

桜美林大学・人文学系・講師

研究者番号：20376833